

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	3 9 6 2	受 理 年 月 日	令 和 5 年 2 月 2 1 日
件 名	北朝鮮による日本人拉致問題の解決に向けたブルーリボンバッジの着用		
要 旨	<p>北朝鮮による日本人拉致事件について、日朝首脳会談が平成14年9月17日に行われてから今年で20年経過するが、日本人拉致被害者の全員帰国が達成されず、いまだに多くの日本人が北朝鮮に拉致されたままの状態が継続している。</p> <p>拉致事件は人権問題でもあり、地方自治体でも拉致問題の啓もう及び解決に対しての意思を示すことこそが拉致事件の解決を後押しすることになると思う。</p> <p>その証拠に、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律の第3条には、「地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする」と拉致事件問題解決に向けた啓発活動等々は地方公共団体の責務と記載されている。</p> <p>については、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律第1条の目的及び第3条の地方公共団体の責務に基づき、京都市長をはじめ、京都市議員、京都市職員等々に対して、常時ブルーリボンバッジを着用することを願う。</p>		
陳 情 者			
回 付 委 員 会	文 化 環 境 委 員 会		